

平成 29 年 1 月 17 日
北海道管区行政評価局市外転出者に対する児童手当の請求手続に関する周知について（改善状況）
－ 「行政苦情救済推進会議」の意見を踏まえたあっせんに対する回答－

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、実態を調査するとともに、民間有識者からなる行政苦情救済推進会議（座長：弁護士 曾根理之）に諮り、その意見等を踏まえ、平成 28 年 12 月 13 日、札幌市に対して改善に向けたあっせんを行いました（別紙参照）。

このあっせんに対し、平成 29 年 1 月 5 日、札幌市から、改善に向けた取組状況について回答がありましたので、公表します。

【行政相談の要旨】

単身赴任をすることになり、札幌市から他の市町村へ転出したが、転出手続の際に、児童手当の手続が必要であることを教えられなかったため、児童手当の手続はしなかった。

その後、札幌市から児童手当の支給事由消滅通知書が留守宅に届いたので、転入先での認定請求に必要な書類を入手するなど対応したが、認定請求が遅れてしまい、1 か月分の手当の支給を受けることができなかった。

児童手当の受給者が転出する際には、支給事由が消滅することや転入先で児童手当の認定請求を行う必要があることについてきちんと説明してほしい。

【当局のあっせん要旨】

- ① 職権による消滅処理を行った者に対する周知文書の送付を全ての区において実施するなど、転出予定日の翌日から 15 日以内の認定請求が必要な場合があることについて、一層の周知を図ること
- ② 転出予定日の翌日から 15 日以内に転入先市町村での認定請求が必要な場合があることを受給者が正確に知ることができるよう、支給事由消滅通知書の記載事項の変更、追加について検討すること



【札幌市からの回答要旨】

- ① 各区の保健福祉課に対して、支給事由消滅通知書にあわせて、転出予定日の翌日から 15 日以内の認定請求が必要な場合があること等を記載した案内文の同封を徹底するよう指示し、既に全区で実施済み
- ② 受給者が必要な情報をより正確に把握できるよう、今年度中に支給事由消滅通知書の作成に係るシステムを改修し、同通知書の記載事項の変更を検討

(問合せ先)

北海道管区行政評価局 行政相談部

首席行政相談官 角 佳典

電話：011-709-1803 (直通)

FAX：011-709-1842

E-Mail：hkd32@soumu.go.jp